

熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金申請Q&A

【補助金申請全体】

Q1	設置する前に必要な手続きはありますか？
A1	設置後の申請となっておりますので、設置前に必要な手続きはありません。
Q2	国や埼玉県の補助金と併せて申請することはできますか？
A2	国や埼玉県の補助金と併せて申請することは可能です。それぞれの補助金制度の詳細については、国・県にご確認ください。
Q3	申請書の押印は実印でなければいけませんか？
A3	認印でかまいません。ただし、スタンプ印(シャチハタ印)は不可です。また、申請者本人の印鑑を押印する欄は、すべての書類で同じ印鑑を使用してください。補助金分の商品券の受け取りの際にも同じ印の押印が必要になります。
Q4	夫婦または親子で共有する住宅に設備を設置する場合も設置同意書は必要ですか？
A4	夫婦や親子であっても、申請者の単独所有でない場合には設置同意書が必要です。
Q5	市税の納付状況の照会を職員が関係部署に行くことに同意できないのですが？
A5	市税の納付状況の照会を職員が行うことに同意できない場合は、申請用紙の同意欄に署名せず、市税納税証明書を添付してください。市税納税証明書の有効期間は取得から1か月になります。
Q6	補助金額の算定方法について教えてください。
A6	一律となっているものは、補助対象経費の額にかかわらず定額です。それ以外のものにつきましては、計算式にあてはめて計算し、1,000円未満を切り捨てた金額で、上限額までの金額になります。
Q7	過去に同一の設備を設置し、熊谷市から補助金の交付を受けました。今回、補助金を受けた設備を撤去し、新しい同一の設備を設置しました。補助金の対象になりますか？
A7	過去に補助金の交付を受けている設備と同一のもの増設・付替えは補助対象外となります。ただし、過去に補助金を受けたのち、耐用年数を経過した設備についてはこの限りではありませんので、ご確認ください。

【太陽光発電システム】

Q8	補助金額の計算のもとになる発電出力数は、太陽電池モジュールの最大出力数ですか？電力会社との接続契約の出力数ですか？
A8	「太陽電池モジュールの最大出力数」で計算してください。
Q9	設置工事が終わったのですが、系統連系が完了しません。補助金申請はできますか？
A9	系統連系後の申請となります。年度をまたぐ場合には、系統連系が完了した年度の補助金の対象となりますので、3月中に工事を完了される予定の場合はご注意ください。また、3月中に系統連系が完了するけれども、申請書類がそろわない等の事情がある場合には、事前に環境政策課までご相談ください。
Q10	電力受給契約を締結したことを確認できる書類はどのようなものになりますか？
A10	東京電力パワーグリッド(株)から通知された「発電設備連系完了のお知らせ」の写し、もしくは東京電力パワーグリッド(株)のホームページから確認できる購入実績お知らせサービス～購入電力量のお知らせ～をプリントアウトしたものをご用意ください。
Q11	太陽光発電システムと蓄電システムのパワーコンディショナーが一体型になっている設備を設置しました。補助対象経費の計算はどのようにしたらいいですか？
A11	設置工事費内訳書は、パワーコンディショナーの金額を太陽光発電システム分と蓄電システム分に分けて作成してください。按分できない場合には、蓄電システムの補助対象経費に計上してください。保証書に記載された機種の種類から、一体型であることを確認いたします。

【HEMS】

Q12	購入したHEMSは、専用モニターがありませんが補助金の対象になりますか？
A12	HEMSのモニターは、スマートフォンやPC等を代替利用することができる製品もあり、専用モニターは必須ではありませんが、専用モニター以外を使用する場合は、「見える化」しているスマートフォンやPCの画面の写真を添付してください。